

5 南農委第39号
平成25年2月6日

京都府知事 山田 啓二 様

南丹市農業委員会会長 野中 一二三

農業振興地域制度に対する要望について

立春の候、あなた様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、農林水産業の振興にご尽力をいただき、中でも農業の振興につきましてご指導ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の農業を取り巻く情勢は、長引く米価をはじめとした農産物価格の低迷と農業従事者の高齢化による離農や後継者不足による遊休農地の増大など大変厳しいものであります。

については、別添のとおり要望書を提出しますので本委員会の要望趣旨をご検討いただき、併せて山間地域の直面している課題として農林水産省へ伝達いただきますよう要望いたします。

農業振興地域制度に対する要望書

農業振興地域制度は農地の転用を抑制することで農地面積の確保に一定の役割を果たしているところであるが、近年その農地を守る農業従事者の高齢化と後継者不足により、地域や農地を守っていくための担い手（農業後継者）の確保が喫緊の課題となっている。法人や認定農業者等を担い手として位置づけて育成し、農地を集積する手法もあるが、条件の不利な山間地域においては大規模な経営が不可能であることから、新規就農者や他産業退職者などの多様な担い手を育成する必要に迫られている。

一方、多様な担い手を受け入れるためには、都市部から農村への移住を促すことも必要であるが、森林が大部分を占める山間地では定住するための住宅建築用地を見つけることが困難なことから、居住する場所の確保が度々問題となり、さらに山間部の地域では土砂災害防止法に基づく危険区域等の指定もあり、おのずとその住宅建築の候補地が農地になってしまう場合がある。山間地域においては農地の大半が農業振興地域の整備に関する法律（以下、農振法という。）第8条に定める農用地等として利用すべき土地の区域（以下、農用地区域という。）に指定されており住宅建築が制限されている。仮に住宅建築のために農用地区域からの除外が可能であったとしても相当の期間を要することから、結果として農地や地域を守る担い手の受け入れを阻害する要因となっている。

このことから、農業の担い手が居住する住宅建築に限っては、農業振興地域制度に関して下記の取扱いをすることが適当であると思料する。

については、下記事項について京都府においてご検討されるよう要望する。

記

農振法第13条第2項各号の要件を満たすと市町村が認めた場合において、次に該当する農業の担い手が自己の住宅を建築する場合に限っては、農振法施行令第10条に規定する軽微な変更と同様に取り扱うこととし、農用地区域からの除外手続きの簡素化が図れるようにされたい。

1. 地域農業の担い手であると集落及び市町村が認めた者
2. 地域農業の担い手になることが確実であると集落及び市町村が認めた者